

平成18年度の都内における産業廃棄物の取扱い状況などのまとめ（その2）

【産業廃棄物に係る自己診断票の集計結果】

(1) マニフェストの使用状況

○マニフェストB票の返送状況

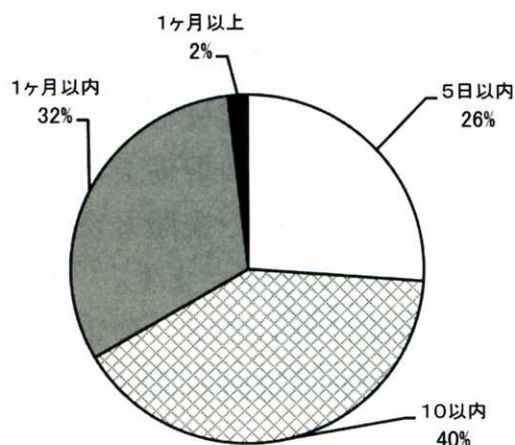
【集計結果】

運搬終了後、マニフェストB票を「10日以内に返送する」収集運搬業者の割合は66%となっています（無回答を除く）。

○マニフェストC票、D票の返送状況

【集計結果】

中間処理終了後、マニフェストC票及びD票を「10日以内に返送する」処分業者の割合は55%となっています（無回答を除く）。

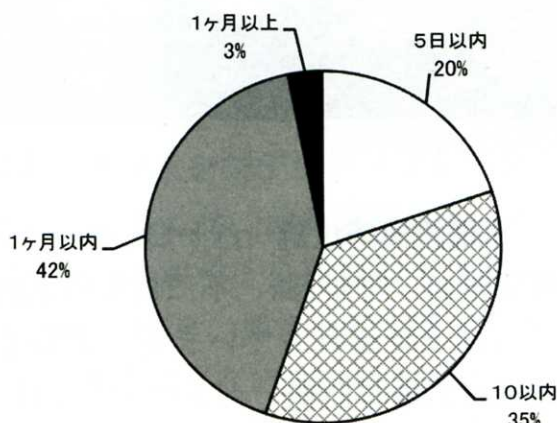


マニフェストB票の返送状況

～解説～

運搬終了を排出事業者へ通知するB票の返送期限は、「運搬を終了した日から10日以内」（施行規則第8条の23）、中間処理が終了したことを排出事業者、収集運搬業者へ通知するC票、D票の返送期限は「処理を終了した日から10日以内」（施行規則第8条の25）と定められています。

11日以上経ってから返送している場合は、早急に改善してください。



マニフェストC、D票の返送状況

(2) 契約書の記載事項

【集計結果】

委託者と取り交わす契約書の記載項目のうち、「廃棄物の種類及び量」は80%以上の業者が契約書に記載しています。一方、記載の割合が比較的低い数値にとどまって

